

会社の勤務指定のここはおかしいぞ！ シリーズ⑤

年休申込日は**仕事の日**！ 休日指定日公表の廃止の目的は何？

昨年4月から運転職場以外の職場では休日指定予定日が公表されなくなりました。特に、駅や車両職場で働く社員の皆さん、不便ではありませんか？

ところで、年休は労働基準法第39条に基づいて労働者が申請する権利です。年休は仕事の日（労働日）に申し込むことがこの法律に書かれています。労働日とは、特休・公休等の休日以外の日のことです。J R 東海では、年休申込は前月の20日までと決まっていますので、来月の休日が予め分かっていなければ、労働日に年休の申し込みはできません。非現業のように暦通りの職場と、土日祭日に働く職場と一緒にしてもらっては困りますよね。

では、何の目的で会社は休日予定日の公表を廃止したと思いますか？ もし年休を申し込んだ日が特休・公休になっていたら、年休は消化されません。これが毎月繰り返されたら、年休は流れてしまいますよね。会社にとって、年休消化が少なければ少ないほど要員が少なくて済みます。つまり、最低限の要員で人件費を極力抑えるためなのです。J R 東海労は、休日予定日の公表廃止や、年休申込日に特休・公休にすることは労基法第39条違反になると会社に言ってきました。J R 東海労は、要員不足が当たり前になっている現状を変えていくために闘います。

おさらい

休日予定日は分からなくても良い……………×

休日予定日は予め分かっている……………○